

神奈川県 の 給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 9,083,643	千円 1,891,542,643	千円 3,879,189	千円 751,939,410	% 39.8	% 41.5

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 72,785	千円 324,085,313	千円 89,440,554	千円 124,191,117	千円 537,716,984	千円 7,388	千円 7,042

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

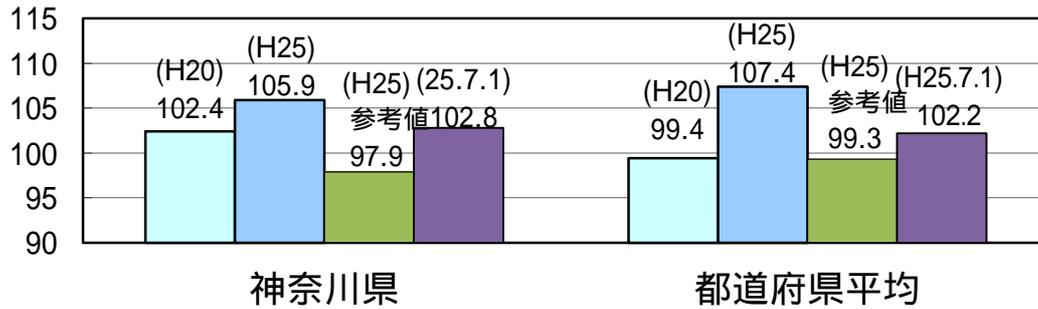
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
・ 実施した	
抑制済又は減額措置の内容	
(給料及び給料月額に連動する手当(地域手当等))	
・ 知事、副知事、教育長、常勤監査委員及び特別職の秘書	25%～10%減額
・ 行政職給料表(1)7級相当職以上の職員	6%減額(4月～6月) 9.77%減額(7月～3月)
・ 行政職給料表(1)6級相当職以下の職員	4%減額(4月～6月) 7.77%～4%減額(7月～3月)
(上記以外の手当)	
期末手当(12月期)	
・ 知事、副知事、教育長、常勤監査委員及び特別職の秘書	15%～10%減額
期末・勤勉手当(12月期)	
・ 上記を除く	5%減額
管理職手当	
・ 管理職手当受給職員	10%減額

(その他)

	H25.4.1時点	H25.4.1時点(参考値)	H25.7.1時点
神奈川県ラスパイレス指数	105.9	97.9	102.8

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	405,755円	405,457円	+298 (0.07%)	見送り	改定なし	改定なし

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	3.95月	3.95月	0.00月	0.00月	3.95月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神奈川県	43.0 歳	329,586 円	439,497 円	383,418 円
国	43.1 歳	(332,446) 円	-	(405,463) 円
都道府県平均	43.4 歳	355,404 円	419,973 円	375,236 円

技能職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
神奈川県	53.9 歳	385 人	354,351 円	430,511 円	405,855 円
うち学校技能職	57.2 歳	117 人	367,350 円	441,786 円	420,821 円
うち庁舎技能職	53.9 歳	69 人	333,041 円	422,632 円	383,498 円
うち電話交換職	50.1 歳	30 人	362,767 円	423,122 円	405,899 円
国	49.9 歳	3,272 人	(286,850) 円	-	(325,400) 円
都道府県平均	50.6 歳	304 人	333,270 円	388,918 円	365,556 円

区 分	民間			参考
	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
神奈川県	事業者平均	47.5 歳	326,685 円	1.32
うち学校技能職	用務員	53.7 歳	202,700 円	2.18
うち庁舎技能職	用務員	53.7 歳	202,700 円	2.09
うち電話交換職	-	-	-	-
国	-	-	-	-
都道府県平均	-	-	-	-

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		C / D
	公務員(C)	民間(D)	
神奈川県	-	-	-
うち学校技能職	6,897,568 円	2,809,400 円	2.46
うち庁舎技能職	6,518,647 円	2,809,400 円	2.32
うち電話交換職	6,653,687 円	-	-

民間データ(事業者平均)の数値は、「職種別民間給与実態調査」で公表された数値を平均したものである(調査実人数40人)。

民間データ(用務員)は、「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が作成したデータを使用している(平成22~24年の3ヶ年平均、都道府県別の数値は公表されていないため全国平均の数値)。ただし、本県職員の数値は任期の定めのない常勤職員のみとなっているのに対して、民間事業者の数値には非常勤職員(パート、アルバイト等)も含まれているなど、雇用形態、経験年数等が大きく異なっており、比較する際には留意する必要がある。

年収ベース(試算値)のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員(C)においては試算した期末・勤勉手当の額、民間(D)においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	46.0 歳	376,702 円	456,413 円
都道府県平均	44.8 歳	382,925 円	442,634 円

小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	41.1 歳	338,260 円	405,385 円
都道府県平均	43.7 歳	368,668 円	421,787 円

警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神奈川県	38.5 歳	313,521 円	464,700 円	366,581 円
国	41.2 歳	(316,267) 円	-	(367,489) 円
都道府県平均	39.0 歳	320,810 円	461,749 円	364,672 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給与月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況 (25年4月1日現在)

区 分	神奈川県	国	
一般行政職	大学卒	196,680 円	総合職(旧種)(199,320) 円
	高校卒	158,950 円	一般職(旧種)(189,420) 円
技能職	高校卒	156,090 円	-
高等学校教育職	大学卒	219,670 円	-
小・中学校教育職	大学卒	219,670 円	-
	高校卒	194,920 円	-
警察職	大学卒	228,030 円	(211,530) 円
	高校卒	190,960 円	(177,650) 円

- (注) 1 職員の初任給は、地域手当(給料の10%)を加算している。
 2 国の職員の初任給は、地域手当が10%支給される地域に勤務した場合の額である。
 3 神奈川県欄の初任給は、減額措置前の額である。
 4 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (25年4月1日現在)

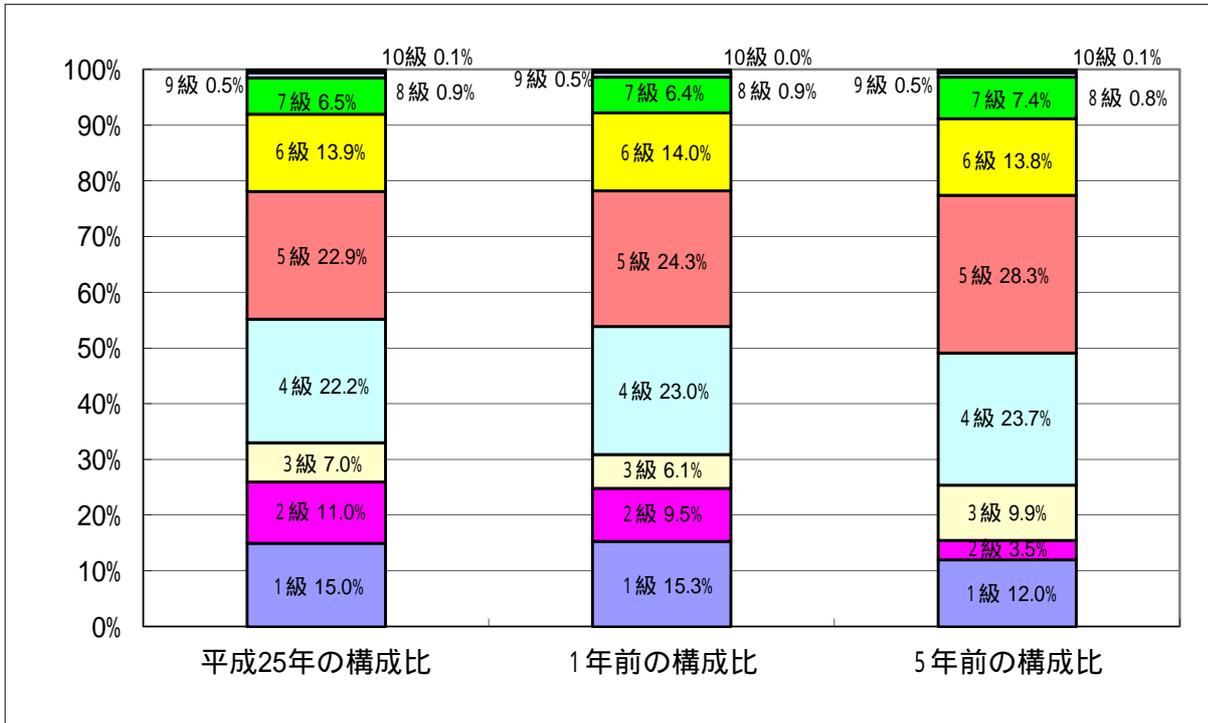
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	262,719 円	363,019 円	385,689 円	406,666 円
	高校卒	220,224 円	337,392 円	369,435 円	379,164 円
技能職	高校卒	-	324,288 円	-	349,248 円
高等学校教育職	大学卒	301,384 円	381,301 円	407,091 円	428,009 円
小・中学校教育職	大学卒	303,328 円	379,329 円	405,303 円	423,708 円
	高校卒	274,759 円	360,262 円	387,723 円	416,217 円
警察職	大学卒	268,861 円	-	-	-
	高校卒	240,000 円	350,528 円	369,408 円	388,752 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
10 級	理事	5	0.1	532,000	572,900
9 級	局長、特定の大規模出先機関の長	45	0.5	466,700	540,300
8 級	本庁の部長、大規模出先機関の長、副所長	83	0.9	413,000	480,500
7 級	本庁の課長、出先機関の長、副所長、部長、担当部長	588	6.5	366,200	461,400
6 級	グループリーダー、出先機関の次長、課長、課長補佐	1,266	13.9	320,600	435,000
5 級	副主幹、副技幹	2,085	22.9	289,200	412,900
4 級	主査	2,023	22.2	261,900	397,600
3 級	主任主事、主任技師	641	7.0	222,900	356,400
2 級	高度の知識経験を有する主事、技師	991	11.0	185,800	309,200
1 級	主事、技師	1,363	15.0	135,600	243,700

- (注) 1 神奈川県との給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日より級の切り替えを実施。
 (1級・2級 1級、3級 2級、4級 3級、5級 4級、6級 5級、7級 6級、8級 7級、9級 8級、10級 9級・10級)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価結果に基づいて昇給区分(A～Eの5つの区分)を決定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神奈川県		国	
1人当たり平均支給額(24年度)		-	
1,628 千円			
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5～20%	職務段階別加算	5～20%
管理職加算	10～20%	管理職加算	10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

実績評価に基づいて成績率の区分（「特に優秀」、「優秀」、「良好（標準）」、「良好でない」の4つの区分）を決定。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

神奈川県			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	5,661千円	26,816千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		33,440,682千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		458,928円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
鎌倉市・逗子市・厚木市	4,000人	10%	15%
横浜市・川崎市・海老名市	42,377人	10%	12%
相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・伊勢原市	15,660人	10%	10%
平塚市・秦野市・座間市・葉山町	5,030人	10%	6%
小田原市・三浦市・綾瀬市・大磯町・二宮町	3,596人	10%	3%
その他の県内市町村	1,957人	10%	0%
平均支給率		10%	11%

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	3,843,168千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	151,592円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	34.8%		
手当の種類(手当数)	19種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税の賦課、徴収に従事する職員	県税の賦課、徴収の業務	月額8,000円~25,000円
保健福祉業務等従事手当	社会福祉に関する機関等に勤務する職員	社会福祉に関する機関等の困難な業務	日額190円~570円
	保健福祉事務所等に勤務する職員	精神障害者の診察の立会い、入院保護その他精神障害者に接して行う業務	日額290円

感染症等接触手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	職員が感染症等の病原体を有し、もしくは有する疑いのある人に接する業務	日額290円、350円
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
家畜等取扱手当	食肉衛生検査所等における当該業務に常時従事する職員	と畜検査、預託牛の飼育管理、家畜の飼育等に関する業務	日額230円～940円
	農業技術センター畜産技術所等の職員	と殺又は解体等の業務	
有害毒薬物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務等	日額400円（常時従事） 250円（常時従事以外）
火薬類取締等業務手当	地域県政総合センター環境部等に勤務する職員	危険物、火薬類、高压ガス等の取締業務	日額280円、330円
麻薬取締業務手当	職員	麻薬取締法による麻薬取締員としての業務	日額370円
水中等作業手当	職員	橋脚の工事の指揮等、水面下4m以上の深所で行う業務	日額250円～450円
		潜水器具を着用して行う潜水作業	時間額310円～1,500円
教務手当	保健福祉大学等の職員で専門学科又は実技指導業務等を主として担当する職員	専門学科、実技指導業務等	月額 給料月額100分の7 日額 1,280円（教務課長等）
	消防学校に勤務する職員	消防訓練の指導業務	日額400円
危険現場手当	職員	トンネルの築造工事の指揮業務で落盤、出水のそれぞれのある坑内で行う業務等	日額270円～450円
		圧搾空気内における業務、-20以下の冷凍室等における業務	時間額200円～1,000円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務が深夜・夜間・年末年始に行われる業務	1回380円～4,800円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受けて従事した業務	1回620円、1,240円
用地交渉等手当	土木事務所等に勤務する職員	事業に必要な用地の取得等のための特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
災害応急作業等手当	土木事務所等に勤務する職員	河川の堤防等において重大な災害が発生した場合に行う巡回監視、応急作業等の業務	日額540円～1,820円
	職員	東日本大震災に対処するために帰宅困難区域等において行う業務	日額660円～6,600円
警察業務手当	警察職員	取締、警戒、警ら等の業務	日額190円～6,000円
航空手当	職員	航空機の整備業務	日額1,050円
	職員	航空機の操縦業務等	時間額1,900円～5,100円 （危険業務に加算あり）
特殊学校手当	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒の学校生活の指導又は介助の補助の業務	日額190円、230円
教員特殊業務手当	小・中・高等学校又は特別支援学校等の副校長、教諭等	非常災害時における幼児、児童又は生徒の保護等の業務	日額300円～6,400円
漁業実習等特殊業務手当	海洋科学高校に勤務する職員	練習船による航海における漁業実習又は操船業務の指導業務に伴う生徒の安全確保の業務等	日額400円、900円 1回2,200円 1時間200円～1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (24 年度 決算)	10,600,854 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (24 年度 決算)	153,613 円
支給実績 (23 年度 決算)	11,095,801 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (23 年度 決算)	160,560 円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成25年4月現在)	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶 養 手 当	<p>扶養親族のある職員に支給</p> <p>配偶者 14,800円</p> <p>配偶者以外の扶養親族 7,000円</p> <p>扶養親族でない配偶者がいる場合はこのうち1人 7,800円</p> <p>配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円</p> <p>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円</p>	異	<p>13,000円</p> <p>6,500円</p> <p>6,500円</p> <p>11,000円</p> <p>5,000円</p>	千円 7,796,098	円 270,576
管理職 手 当	<p>管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき人事委員会規則で指定する職にある者に対して支給</p> <p>139,300円～66,400円(行政職給料表(1)の場合)</p>	異	<p>俸給の特別調整額</p> <p>139,300円</p> <p>～46,300円</p>	千円 3,025,715	円 784,474
初任給 調 整 手 当	<p>医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内(臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43年以内)に採用された職員に支給</p> <p>採用後等の期間に応じて支給</p>	異	<p>国の制度では、科学技術に関する専門的知識を有する職員を対象とするなど支給範囲及び支給額が異なる。</p>	千円 104,611	円 2,134,927
住 居 手 当	<p>職員が借り受けた住宅に居住していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給(平成26年度まで、世帯主である職員が所有する住宅に居住している場合の経過措置あり)</p> <p>職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者)</p> <p>1 箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず</p> <p>1 箇月の家賃額が23,000円以下 1 箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給</p> <p>1 箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}}{2}$ に11,000円を加算した額を支給</p> <p>ただし、支給限度額月額28,000円</p> <p>単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給</p>	異 同	<p>借家・借間居住者の支給限度額</p> <p>27,000円</p>	千円 7,542,563	円 179,478

管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 95,101	円 621,572
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日（基準日）に寒冷地に在勤する職員に支給。ただし、休職者等は除く。 支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部若しくは幼稚部の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に支給 各給料表の級号給に応じた定額を支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 3,130,733	円 69,321
定時制通信教育手当	定時制課程（夜間課程のみ）を置く高校、通信教育を行う高校勤務の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。）、特定の実習助手に支給 定時制課程 月額34,000円 管理職手当受給者月額27,000円 通信制課程 月額17,000円 管理職手当受給者月額13,000円	関係法令に基づいて県で支給		千円 205,283	円 469,755
産業教育当	農業、水産、工業に関する課程を置く高校で、実習を伴うこれらに関する科目を主として担当する副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師（常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。）、特定の実習助手に支給 級号給に応じた定額を支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 181,400	円 445,701
農林漁業普及指導員手当	農業普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員で支給要件に該当する職員に支給。ただし、管理職手当受給者には支給しない。 給料月額×8/100	関係法令に基づいて県で支給		千円 27,076	円 376,054
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
武力攻撃・災害等派遣手当	国民の保護のための措置の実施のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日（基準日）に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
任期付研究員業績手当	12月1日（基準日）に在職する任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料	月	額	等
給料	知 事	1,087,500 円	(1,450,000) 円	
	副 知 事	928,000 円	(1,160,000) 円	
報酬	議 長	1,116,000 円	(1,200,000) 円	
	副 議 長	1,004,400 円	(1,080,000) 円	
	議 員	902,100 円	(970,000) 円	
期末手当	知 事	(25年度支給割合)			
	副 知 事	2.60 月分			
退職手当	議 長	(25年度支給割合)			
	副 議 長	3.95 月分			
退職手当	知 事	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額 × 在職月数 × 60/100		41,760,000円	任期ごと
	副 知 事	給料月額 × 在職月数 × 45/100		25,056,000円	任期ごと
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 平成25年度の期末手当は、知事15%、副知事13%、議長・副議長・議員5%を減額して支給している(知事・副知事は12月支給分のみ減額)。

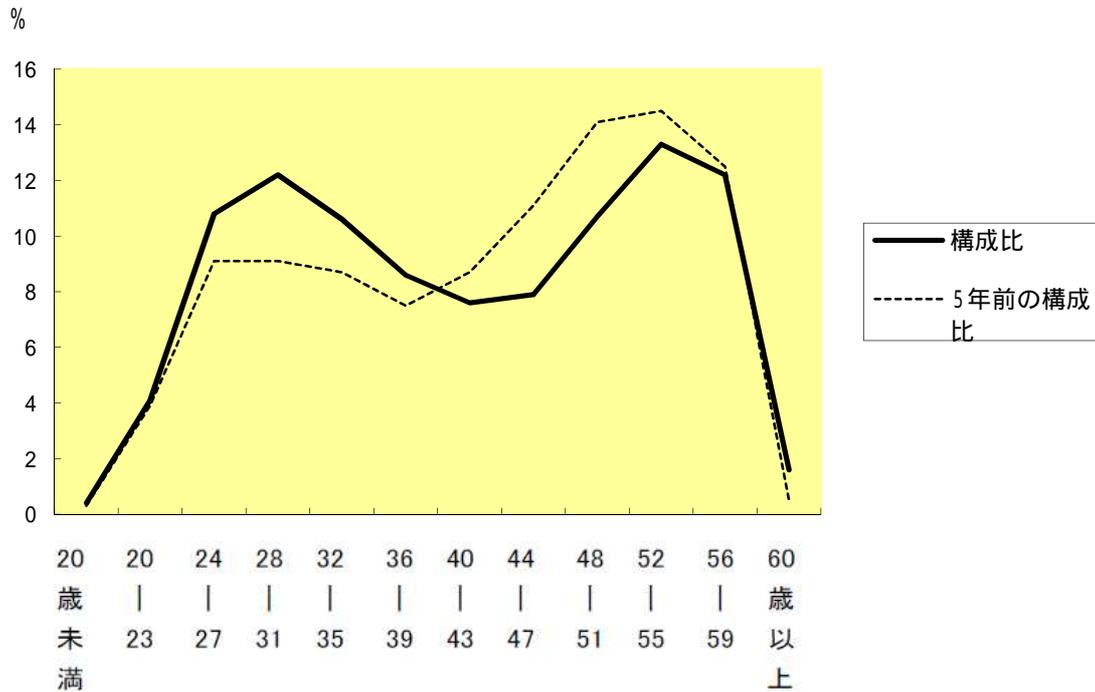
6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	76	72	4	業務見直し
		総務企画	1,489	1,445	44	職員福利厚生事業の見直し等
		税 務	809	794	15	個人住民税対策業務の見直し等
		民 生	991	959	32	社会福祉法人清和会(三浦しらとり園指定管理者)派遣職員の引上げ等
		衛 生	1,283	1,238	45	地方独立行政法人神奈川県立病院機構派遣職員の引上げ等
		労 働	320	310	10	西部総合職業技術校開校準備の終了等
		農林水産	788	772	16	業務見直し等
		商 工	307	339	+ 32	業務見直し等
		土 木	1,182	1,154	28	相模原市派遣職員の引上げ等
	計	7,245	7,083	162	(参考:人口10万人当たり職員数78.0人)	
	教 育 部 門	48,688	48,429	259	児童生徒数及び学級数の減に伴う教職員の減員等	
	警 察 部 門	16,853	16,887	+ 34	警察官の増員等	
	小 計	72,786	72,399	387	(参考:人口10万人当たり職員数797.0人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	643	650	+ 7	欠員補充等	
	下 水 道	82	80	2	業務見直し等	
	そ の 他	270	270	± 0		
	小 計	995	1,000	+ 5		
合 計		73,781	73,399	382	(参考:人口10万人当たり職員数808.0人)	
		[79,533]	[79,419]	[114]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	人 305	人 3,021	人 7,883	人 8,962	人 7,739	人 6,328	人 5,597	人 5,819	人 7,857	人 9,742	人 8,971	人 1,174	人 73,398

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

年度	9年	15年	20年	21年	22年	23年	24年
一般行政	11,205	8,752	7,663	7,481	7,492	7,374	7,245
教育	49,538	48,260	48,103	48,238	48,444	48,584	48,688
警察	15,142	15,626	16,917	16,918	16,844	16,850	16,853
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	75,885	72,638	72,683	72,637	72,780	72,808	72,786
公営企業等会計計	3,430	3,563	3,226	3,194	1,021	994	995
総合計	79,315	76,201	75,909	75,831	73,801	73,802	73,781

年度	25年	過去5年間の増減数(率)	過去10年間の増減数(率)	過去16年間の増減数(率)
一般行政	7,083	580 (7.6%)	1,669 (19.1%)	4,122 (36.8%)
教育	48,429	326 (0.7%)	169 (0.4%)	1,109 (2.2%)
警察	16,887	30 (0.2%)	1,261 (8.1%)	1,745 (11.5%)
消防	-	-	-	-
普通会計計	72,399	284 (0.4%)	239 (0.3%)	3,486 (4.6%)
公営企業等会計計	1,000	2,226 (69.0%)	2,563 (71.9%)	2,430 (70.8%)
総合計	73,399	2,510 (3.3%)	2,802 (3.7%)	5,916 (7.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。
 神奈川県では、平成9年度から職員数削減に取り組んでいます。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 56,211,795	千円 1,074,277	千円 6,370,038	% 11.3	% 11.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 676	千円 2,833,045	千円 900,178	千円 1,100,354	千円 4,833,577	千円 7,150	千円 7,065

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成25年度の給与減額措置

企業庁長

給料・地域手当 15%減額

期末手当(12月期) 10%減額

行政職給料表(1)7級相当職以上の職員

給料・地域手当 6%減額(4月～6月)

給料・地域手当 9.77%減額(7月～3月)

期末・勤勉手当(12月期) 5%減額

行政職給料表(1)6級相当職以下の職員

給料・地域手当 4%減額(4月～6月)

給料・地域手当 7.77%～4%減額(7月～3月)

期末・勤勉手当(12月期) 5%減額

管理職手当受給職員

管理職手当 10%減額

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(25年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	43.5 歳	381,221 円	576,143 円
団体平均	45.4 歳	380,090 円	586,557 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)	
1,618 千円		1,628 千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5～20%	職務段階別加算	5～20%
管理職加算	10～20%	管理職加算	10～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	15,783千円	26,295千円	1人当たり平均支給額	5,063千円	26,816千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		297,505千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		440,096円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10%	678人	10%

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		20,347千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		55,441円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		54.3%	
手当の種類（手当数）		8種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
未納整理業務手当	各水道営業所に勤務する職員	未納上下水道料金の徴収のために特に困難な交渉又は給水停止の業務	日額500円
水道施設危険作業手当	企業局水道部水道施設課、各水道営業所、寒川浄水場又は谷ヶ原浄水場に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の修繕等の業務	日額500円
有害毒薬物等取扱手当	箱根水道営業所、寒川浄水場、谷ヶ原浄水場又は水道水質センターに勤務する職員	特に危険性を有する薬品、放射性物質もしくは人体に有害な微生物を取り扱う業務	日額400円（常時従事） 250円（常時従事以外）
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	日額500円（荒天時750円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、夜間において従事する業務	1回620円～1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円 （危険業務に加算有り）

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	221,359千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	351千円
支給実績（23年度決算）	219,908千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	343千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成25年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (24年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合は このうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算 7,000円	同		千円 101,752	円 280,309
管理職 手 当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務 の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対し て支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 44,047	円 957,538
初任給 調 整 手 当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠 員の補充について特別の事情があると認められる職で 管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支 給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住 居 手 当	職員が借り受けた住宅に居住していて月額12,000円 を超える家賃を支払っている場合に支給（平成26年度 まで、世帯主である職員が所有する住宅に居住してい る場合の経過措置あり） 職員が自ら居住する住宅（借家・借間居住者） 1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1 \text{箇月の家賃額} - 23,000 \text{円}}{2}$ に11,000円を加算 した額を支給 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相 当する額を支給	同		千円 63,134	円 133,195
通 勤 手 当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段に よって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出 した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価額）を 一括支給 ただし ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え 45,600円未満の場合 $45,000 \text{円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の 場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の 月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・ 片道2km未満...支給せず ・ 片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円まで を利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・ 片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手 当として支給 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出 した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が 20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月 数を乗じた額を支給	同		千円 124,550	円 187,294
単 身 赴 任 手 当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居 を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居するこ とになった職員のうち、単身で生活することを常況 とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km 以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0

手当名	内容及び支給単価 (平成25年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (24年度決算)
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 26,887	円 289,103
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 7	円 6,555
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

(2) 電気事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 6,992,121	千円 575,792	千円 1,585,914	% 22.7	% 22.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 147	千円 627,326	千円 217,409	千円 248,348	千円 1,093,083	千円 7,436	千円 7,088

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成25年度の給与減額措置

企業庁長	給料・地域手当	15%減額
	期末手当(12月期)	10%減額
行政職給料表(1)7級相当職以上の職員	給料・地域手当	6%減額(4月~6月)
	給料・地域手当	9.77%減額(7月~3月)
	期末・勤勉手当(12月期)	5%減額
行政職給料表(1)6級相当職以下の職員	給料・地域手当	4%減額(4月~6月)
	給料・地域手当	7.77%~4%減額(7月~3月)
	期末・勤勉手当(12月期)	5%減額
管理職手当受給職員	管理職手当	10%減額

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	42.7 歳	391,251 円	600,281 円
団体平均	43.0 歳	371,675 円	598,536 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県			一般行政職		
1人当たり平均支給額(24年度)			1人当たり平均支給額(24年度)		
1,685 千円			1,628 千円		
(24年度支給割合)			(24年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分		2.60 月分	1.35 月分	
(1.45) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
職務段階別加算	5 ~ 20 %		職務段階別加算	5 ~ 20 %	
管理職加算	10 ~ 20 %		管理職加算	10 ~ 20 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(25年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	17,821 千円	25,224 千円	1人当たり平均支給額	5,063 千円	26,816 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		66,194 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		450,298 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	10 %	147 人	10 %

エ 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		4,718 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		62,073 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		51.7 %	
手当の種類(手当数)		6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	日額500円(荒天時750円)
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	日額500円(荒天時750円~1,000円)
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円~900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円~2,480円
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、夜間において従事する業務	1回620円~1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円(危険業務に加算有り)

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	57,359 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	431 千円
支給実績（23年度決算）	63,587 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	478 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 （平成25年4月現在）	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （24年度決算）	支給職員1人 当たり平均 支給年額 （24年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円	同		千円 23,361	円 284,895
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 12,815	円 915,354
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給（平成26年度まで、世帯主である職員が所有する住宅に居住している場合の経過措置あり） 職員が自ら居住する住宅（借家・借間居住者） 1 箇月の家賃額が12,000円以下支給せず 1 箇月の家賃額が23,000円以下 1 箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1 箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}}{2}$ に11,000円を加算した額を支給 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 15,000	円 132,748

手当名	内容及び支給単価 (平成25年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (24年度決算)
通勤 手当	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価額)を一括支給</p> <p>ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 45,000円 + $\frac{\text{運賃等相当額} - 45,000\text{円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給</p> <p>・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p> <p>交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手当として支給</p> <p>異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 29,895	円 204,759
単身 赴任 手当	<p>公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>基礎額 月額 23,000円</p> <p>職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算</p>	同		千円 0	円 0
夜勤 手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給</p>	同		千円 7,835	円 130,590
宿日直 手当	<p>宿日直勤務職員に支給</p> <p>一般の宿日直勤務 1回6,400円</p>	同		千円 0	円 0
管理職 員特別 勤務 手当	<p>管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給</p> <p>管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給</p>	同		千円 22	円 7,443
特定任 期付職 員業績 手当	<p>12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給</p> <p>給料月額に相当する額</p>	同		千円 0	円 0

(3) 公営企業資金等運用事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 581,699	千円 1,064,516	千円 252,590	% 43.4	% 38.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 25	千円 109,649	千円 37,818	千円 43,799	千円 191,266	千円 7,651	千円 7,180

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成25年度の給与減額措置

企業庁長

給料・地域手当 15%減額

期末手当(12月期) 10%減額

行政職給料表(1)7級相当職以上の職員

給料・地域手当 6%減額(4月~6月)

給料・地域手当 9.77%減額(7月~3月)

行政職給料表(1)6級相当職以下の職員

期末・勤勉手当(12月期) 5%減額

給料・地域手当 4%減額(4月~6月)

給料・地域手当 7.77%~4%減額(7月~3月)

管理職手当受給職員

期末・勤勉手当(12月期) 5%減額

管理職手当 10%減額

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	41.5 歳	376,969 円	592,822 円
団体平均	42.7 歳	392,675 円	594,537 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,715 千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,628 千円	
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 10~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	17,821 千円	27,732 千円	1人当たり平均支給額	5,063 千円	26,816 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		11,296 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		451,828 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	10 %	24 人	10 %

エ 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円~900円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円 (危険業務に加算有り)

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	11,736 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	510 千円
支給実績(23年度決算)	12,749 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	554 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成25年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		千円	円
	配偶者 14,800円			3,902	278,737
	配偶者以外の扶養親族 7,000円				
	扶養親族でない配偶者がいる場合はこのうち1人 7,800円				
	配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円				
管理職手当	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円				
	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円~66,400円(企業行政職給料表の場合)	同		千円 2,429	円 1,214,284
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0

手当名	内容及び支給単価 (平成25年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (24年度決算)
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給(平成26年度まで、世帯主である職員が所有する住宅に居住している場合の経過措置あり) 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) 1 箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず 1 箇月の家賃額が23,000円以下 1 箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1 箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}$ 2 に11,000円を加算した額を支給 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 2,449	円 122,466
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6 箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6 箇月定期券等低廉な価額)を一括支給 ただし ・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の 場合 1 箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・ 片道2km未満...支給せず ・ 片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円まで を利用距離に応じ1 箇月の通勤手当として支給 ・ 片道60km以上の場合 30,500円を1 箇月の通勤手当として支給 異動に伴う新幹線等利用者の加算 6 箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同		千円 5,675	円 227,003
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1 回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 4	円 3,641
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

(4) 相模川総合開発共同事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 1,429,208	千円 0	千円 536,386	% 37.5	% 38.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 59	千円 247,179	千円 86,929	千円 98,452	千円 432,560	千円 7,332	千円 7,065

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成25年度の給与減額措置

企業庁長

給料・地域手当 15%減額

期末手当(12月期) 10%減額

行政職給料表(1)7級相当職以上の職員

給料・地域手当 6%減額(4月~6月)

給料・地域手当 9.77%減額(7月~3月)

行政職給料表(1)6級相当職以下の職員

期末・勤勉手当(12月期) 5%減額

給料・地域手当 4%減額(4月~6月)

給料・地域手当 7.77%~4%減額(7月~3月)

管理職手当受給職員

期末・勤勉手当(12月期) 5%減額

管理職手当 10%減額

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	41.7 歳	373,909 円	560,870 円
団体平均	45.4 歳	380,090 円	586,557 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,638 千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,628 千円	
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 10~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	17,821千円	27,732千円	1人当たり平均支給額	5,063千円	26,816千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		26,145千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		443,128円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10%	59人	10%

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	2,104千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	61,869円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	57.6%		
手当の種類（手当数）	7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	日額500円（荒天時750円）
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	日額500円（荒天時750円～1,000円）
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の点検、修理又は操作の作業	日額1,000円～2,600円
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、夜間において従事する業務	1回620円～1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円（危険業務に加算有り）

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	22,205千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	404千円
支給実績（23年度決算）	31,519千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	553千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成25年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (24年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合は このうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算 7,000円	同		千円 10,394	円 273,520
管理職 手 当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務 の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対し て支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 4,213	円 1,053,128
初任給 調 整 手 当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠 員の補充について特別の事情があると認められる職で 管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支 給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住 居 手 当	職員が借り受けた住宅に居住して月額12,000円 を超える家賃を支払っている場合に支給（平成26年度 まで、世帯主である職員が所有する住宅に居住してい る場合の経過措置あり） 職員が自ら居住する住宅（借家・借間居住者） 1 箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず 1 箇月の家賃額が23,000円以下 1 箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1 箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}}{2}$ に11,000円を加算 した額を支給 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相 当する額を支給	同		千円 6,975	円 151,625
通 勤 手 当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段に よって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出 した運賃等相当額（6 箇月定期券等低廉な価額）を一 括支給 ただし ・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え 45,600円未満の場合 $45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の 場合 1 箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の 月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・ 片道2km未満...支給せず ・ 片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円まで を利用距離に応じ1 箇月の通勤手当として支給 ・ 片道60km以上の場合 30,500円を1 箇月の通勤手 当として支給 異動に伴う新幹線等利用者の加算 6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出 した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が 20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月 数を乗じた額を支給	同		千円 11,590	円 196,440
単 身 赴 任 手 当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居 を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居するこ とになった職員のうち、単身で生活することを常況 とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km 以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0

手当名	内容及び支給単価 (平成25年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (24年度決算)
夜勤 手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 3,243	円 85,350
宿日直 手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職 員特別 勤務 手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 9	円 8,583
特定任 期付職 員業績 手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

(5) 酒匂川総合開発事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 916,500	千円 0	千円 326,946	% 35.7	% 34.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 41	千円 165,710	千円 51,874	千円 64,808	千円 282,392	千円 6,888	千円 7,065

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成25年度の給与減額措置

企業庁長

給料・地域手当 15%減額

期末手当(12月期) 10%減額

行政職給料表(1)7級相当職以上の職員

給料・地域手当 6%減額(4月~6月)

給料・地域手当 9.77%減額(7月~3月)

行政職給料表(1)6級相当職以下の職員

期末・勤勉手当(12月期) 5%減額

給料・地域手当 4%減額(4月~6月)

給料・地域手当 7.77%~4%減額(7月~3月)

管理職手当受給職員

期末・勤勉手当(12月期) 5%減額

管理職手当 10%減額

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	39.6 歳	359,398 円	531,695 円
団体平均	45.4 歳	380,090 円	586,557 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県			一般行政職		
1人当たり平均支給額（24年度）			1人当たり平均支給額（24年度）		
1,579 千円			1,628 千円		
（24年度支給割合）			（24年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分		2.60 月分	1.35 月分	
(1.45) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
職務段階別加算	5 ~ 20 %		職務段階別加算	5 ~ 20 %	
管理職加算	10 ~ 20 %		管理職加算	10 ~ 20 %	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	17,821 千円	27,732 千円	1人当たり平均支給額	5,063 千円	26,816 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		17,347 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		423,088 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10 %	41 人	10 %

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		1,438 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		55,305 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		63.4 %	
手当の種類（手当数）		6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	日額500円（荒天時750円）
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	日額500円（荒天時750円～1,000円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円～2,480円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、夜間において従事する業務	1回620円～1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円 (危険業務に加算有り)

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	12,852千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	330千円
支給実績(23年度決算)	17,683千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	453千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成25年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円	同		千円 5,793	円 304,877
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円(企業行政職給料表の場合)	同		千円 2,095	円 1,047,538
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給	同		千円 0	円 0
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給(平成26年度まで、世帯主である職員が所有する住宅に居住している場合の経過措置あり) 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) 1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1 \text{箇月の家賃額} - 23,000 \text{円}}{2}$ に11,000円を加算した額を支給 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 3,226	円 111,225

手当名	内容及び支給単価 (平成25年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (24年度決算)
通 勤 手 当	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価額)を一括支給</p> <p>ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000円 + \frac{運賃等相当額 - 45,000円}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給</p> <p>・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p> <p>交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手当として支給</p> <p>異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 6,945	円 169,383
単 身 赴 任 手 当	<p>公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算</p>	同		千円 0	円 0
夜 勤 手 当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給</p>	同		千円 2,153	円 119,623
宿 日 直 勤 手 当	<p>宿日直勤務職員に支給</p> <p>一般の宿日直勤務 1回6,400円</p>	同		千円 0	円 0
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	<p>管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給</p> <p>管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給</p>	同		千円 1	円 291
特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	<p>12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給</p> <p>給料月額に相当する額</p>	同		千円 0	円 0